

1 制定の目的

犯罪の抑止防止を目的に区内に設置される防犯カメラについて、対象となる者のプライバシーの保護に留意したものとするため、その管理・運用方法について規定する。

2 制定の経緯

大学教授・弁護士等法学・社会学の専門家により組織した「練馬区防犯カメラ設置指針検討委員会（裏面参照）」からの答申に基づき、区において必要な調整を行い、指針の案文を策定した。

3 設置指針の内容

別紙のとおり

4 設置指針の効力

区・区外郭団体が設置する防犯カメラについては、別途通知することにより、当該指針の内容について遵守することを各組織に求める。

指針においては、指針の対象となるカメラを定めているが、区または区外郭団体が設置するカメラについては、区が取得した個人情報保護の考え方から、すべてのカメラをこの指針の対象とする方向で今後調整する。

民間が設置する防犯カメラのうち、区がその設置にかかる経費の一部を補助するものについては、別途定める補助要綱に基づき、この指針の内容の厳守を義務付ける。それ以外のカメラについては、指針の内容を周知することにより、指針の遵守をお願いする。

5 指針の周知方法

12月21日号の区報に、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」に併せて、当該指針制定の記事を掲載する。

6 その他

平成16年12月14日開催の個人情報保護審議会において、「防犯カメラ設置指針」の内容について報告した。